

事務局名	事務分掌
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公告式に関する事。 (2) 公印に関する事。 (3) 委員会の会議に関する事。 (4) 職員の身分等人事に関する事。 (5) 予算、経理及び物品の出納保管に関する事。 (6) 文書の收受、発送及び整理に関する事。 (7) 農地等の移動調整及び転用に関する事。 (8) 遊休農地に関する事。 (9) 農地の諸証明に関する事。 (10) 農地等の利用の集積その他農地等の有効的な利用の促進に関する事。 (11) 農地の情報提供に関する事。 (12) 農業委員会委員選挙人名簿の登載申請に関する事。 (13) 農地基本台帳の整備及び管理に関する事。 (14) 農業者年金に関する事。 (15) 農地訴訟及び和解の仲介に関する事。 (16) 農地及び未墾地等の買収及び売渡しに関する事。 (17) 国有農地の管理事務に関する事。 (18) その他法令により、農業委員会の権限に属する事項に関する事。